

愛媛県との「知的財産の活用による地域の活性化と  
産業の振興のための協力に関する協定」及び  
「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について

標記協定及び覚書につき、以下のとおり締結した。

《協定》

〈協力内容〉

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産の相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

〈有効期間〉

本協定締結の日から平成 25 (2013) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 22 (2010) 年 4 月 15 日

〈締結者〉

日本弁理士会会長	筒井 大和
愛媛県知事	加戸 守行

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 23 (2010) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 22 (2010) 年 4 月 23 日

〈締結者〉

日本弁理士会四国支部長	豊栖 康司
日本弁理士会知的財産支援センター長	小林 保
愛媛県企画情報部長	横田 潔

以上